

政令第 号

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第二十七条第一項から第四項まで、第四十八条の十九第二項及び第四十八条の二十二第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項の表を次のように改める。

項	
読み替える規定	第十三条第三項、第十八条第一
読み替えられる字句	都道府県
読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	指定市
読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	指定市以外の市

三	二	一
第十三条第四項、第五十三條第	第十三条第四項	項、第五十條第一項、第四項及び第五項
都道府県が	関係都道府県	第一項
指定市が) 第五項において同じ。第九十四条の規定により管理を行う市をいう。第九十四条市(第十七条第二項の市	第十七条第一項
指定市以外の市が	市	第十七条第二項

五	四	
<p>第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第</p>	<p>第十三条第四項、第十九条第二項</p>	<p>二項</p>
	<p>都道府県又は</p>	<p>都道府県の</p>
	<p>指定市又は</p>	<p>指定市の</p>
	<p>指定市以外の市又は</p>	<p>指定市以外の市の</p>

七	六	第十九条第三項、第十九条の二、第三項、第二	第十九条第二項、第十九条の二、第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第九十六条第二項及び第三項	都道府県の議会に	都道府県である	指定市の議会に	指定市である	に 指定市以外の市の議会	指定市以外の市である
									二項

	十	九	八	
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第二十六條第一 項、第七十六條 、第九十六條第 二項	条第四項、第三 十一条第三項
県 国道の所在する都道府	道府県 当該国道の所在する都	他の都道府県	市町村	
国道の所在する指定市	定市 当該国道の所在する指	都道府県	市（指定市を除く。） 町村	
の所在するもの 指定市以外の市で国道	国道の所在するもの 指定市以外の市で当該	都道府県	市（指定市以外の市を 除く。） 町村	

項	読み替える規定	十四	十三	十二	十一
		第九十六条第二項	第九十四条第五項	第五十三条第二項	
読み替えられる字句	読み替えられる字句	都道府県の知事	都道府県である	当該都道府県	関係都道府県
		指定市の長	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村 (第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。)である	当該指定市	指定市及び関係都道府県
読み替える字句	読み替える字句	指定市以外の市の長	指定市、指定市又は町村 (第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。)である	当該指定市以外の市	指定市以外の市及び関係都道府県

第一条の七第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項の表を次のように改める。

四	三	二	一
<p>第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項</p>	<p>第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第九十六条第二項及び第三項</p>	<p>第十九条第二項</p>	<p>第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項</p>
市町村	都道府県である	都道府県の	都道府県又は
市町村（町村を除く。）	町村である	町村の	町村又は

七	六	五
第九十六条第二項	第九十四条第五項	第五十三条第一項
都道府県の知事	都道府県である	都道府県又は
町村の長	市をいう。）である 二項の規定により管理を行う	都道府県又は町村若しくは
	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第	

第一条の七第三項から第五項までの規定中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

一	項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで、	道路管理者	道路管理者又は都道府県

五	四	三	二		
<p>第十九条の二第三項、第五十 四条の二第三項</p>	<p>第十九条の二第一項、第二項 及び第四項、第五十四条の二 第一項及び第四項</p>	<p>第十九条の二第一項</p>	<p>第十八条第一項</p>		<p>第二十条第一項</p>
<p>設関係道路管理者</p>	<p>者</p>	<p>道路管理者及び 共用管理施設関係道路管理 者</p>	<p>決定して</p>	<p>道路管理者」という</p>	<p>第十六条又は</p>
<p>「関係都道府県知事は」とあ</p>	<p>等</p>	<p>道路管理者又は都道府県及び 共用管理施設関係道路管理者 等</p>	<p>決定し、道路管理者は</p>	<p>都道府県（以下「道路管理者 等」と総称する</p>	<p>第十六条若しくは</p>
				<p>道路管理者」という。）又は</p>	

	八	七	六		
<p>第十九条の二第五項</p>	<p>第二十条第三項及び第四項、 第五十五条第三項</p>	<p>第二十条第三項</p>			
<p>第二十条第五項、第二十一条、 第二十二条第一項、第二十三 条第一項、第二十四条、第</p>	<p>道路管理者又は</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>者は</p>	<p>共用管理施設関係道路管理 者の</p>	
<p>道路管理者等</p>	<p>又は</p>	<p>道路管理者又は都道府県と</p>	<p>等である道路管理者は</p>	<p>共用管理施設関係道路管理者 等の</p>	<p>は るのは「共用管理施設関係道 路管理者等である道路管理者</p>

三十二条、第三十三条第一項及び第二項第三号、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び

第八項、第四十五条第一項、
第四十六条第一項及び第二項
、第四十七条第三項、第四十
七条の二第一項及び第五項、
第四十七条の四、第四十七条
の五第二項、第四十七条の七
第一項、第四十七条の八第一
項、第四十八条の二十三第一
項、第四十八条の二十四第一
項、第四十八条の二十五第一
項、第二項及び第四項から第
六項まで、第四十八条の二十
六第一項、第四十八条の二十

七第一項及び第二項、第四十八
八条の二十八第二項、第四十
八条の二十九、第四十八条の
三十二、第四十八条の三十三
、第四十八条の三十七第一項
、第四十八条の五十、第五十
七条、第六十六条第一項、第
六十七條の二、第六十八條、
第六十九條第一項、第七十一
條第一項から第五項まで、第
七十二條第一項及び第三項、
第七十二條の二第一項及び第
二項、第八十七條第一項、第

十二	十一	十	
第三十九条の二第一項、第四	<p>第十八第一項及び第三項</p> <p>十六第二項、第四十八條の三</p> <p>十三第六項、第四十八條の二</p> <p>の八第二項、第四十八條の二</p> <p>五條の二第二項、第四十七條</p> <p>三十九條の五第二項、第四十</p> <p>、第三十九條の二第七項、第</p> <p>第三十三條第三項及び第四項</p>	<p>第二十条第六項</p> <p>第九十二条第四項、第九十三条</p> <p>、第九十五条の二、第九十六</p> <p>条第五項前段</p>	
道路管理者は		道路管理者と	
道路管理者等は		道路管理者等は、道路管理者等	道路管理者等と

				十三	十八条の二十三第五項
				第十三条の二第六項	
			十四	第四十七条の二第二項	
		十五		第四十七条の二第二項及び第三項	
		十六		第四十七条の二第三項	
		十七		第四十七条の五第一項	
				道路管理者（	
				道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	
				の道路管理者	
				（国）	
				道路管理者は、第四十六条第一項	
				場合においては	
				道路管理者等（	
				第十七条第八項の規定により都道府県が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項	
				の道路管理者又は都道府県	
				（国）又は都道府県	
				第四十六条第一項	
				道路管理者等は	

	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
第四十八条の十四第一項	第四十八条の四十五	第五十五条第一項及び第四項	第七十五条第一項	第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項	第七十五条第二項	
、道路管理者	道路管理者は、	特定道路管理者	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村
、道路管理者等	道路管理者等は、道路管理者が	特定道路管理者又は都道府県	道路管理者若しくは都道府県	都道府県	都道府県	、都道府県道に関し、次の各号に掲げる場合においては、都道府県

	二 十 六	二 十 五	二 十 四		
第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第三項	第七十五条第二項第二号		
次に掲げる事項を都道府県 である場合にあつては国土 交通大臣若しくは都道府 県知事 がする	国土交通大臣又は都道府 県知事 がする	当該道路の道路管理者 がする	国土交通大臣若しくは都道 府県知事 がする	要求（都道府県知事がする ときは、勧告）	道に関し、次の各号に掲げ る場合においては、それぞ れ当該道路の道路管理者 がする
要求若しくは勧告	要求	国土交通大臣	国土交通大臣	要求	
第一号から第三号までに掲げ る事項を国土交通大臣 がする	要求	国土交通大臣	国土交通大臣	要求	

二十七		交通大臣に、市町村である 場合にあつては都道府県知 事	
二十八	第九十六条第二項	都道府県又は 都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者若 しくは都道府県又は 都道府県である道路管理者又 は都道府県

第二条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県の行う維持等の公示）

第二条の二 都道府県は、法第十七条第八項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持等（維持又は災害復旧に関する工事をいう。以下この条並びに第四条の五第一項及び第三項において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、維持等の区間及び維持等

の開始の日を公示しなければならない。

2 都道府県は、前項に規定する維持等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を公示しなければならない。

第四条第二項中「第二条第一項」の下に「(第一号又は第三号に係る部分に限る。)」を加え、「告示する工事の開始」を「告示された工事の開始」に、「告示する工事の完了」を「告示された当該工事の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、工事の」を「については、当該」に改める。

第四条の二第一項中「行う権限」の下に「(第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。)」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する指定市以外の市町村の権限」を「指定市以外の市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

第四条の三第一項中「権限」の下に「（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する国土交通大臣の権限」を「国土交通大臣が代行する権限」に改め、「第二条第一項」の下に「（第四号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する工事の開始」を「告示された工事の開始」に、「告示する工事の完了」を「告示された当該工事の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、工事の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

第四条の四第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する国土交通大臣の権限」を「国土交通大臣が代行する権限」に改め、「第二条第一項」の下に「（第五号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する

工事等の開始」を「告示された維持又は工事の開始」に、「告示する工事等の完了」を「告示された当該維持又は工事の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、工事等の」を「について、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

第四条の四の次に次の一条を加える。

第四条の五 法第十七条第八項の規定により都道府県が維持等を行う場合において、法第二十七条第四項の規定により都道府県が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「都道府県が代行する権限」という。）は、前条第一項各号に掲げるものうち、都道府県が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第

二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に改める。

第五条の二第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する国土交通大臣の権限」を「国土交通大臣が代行する権限」に改め、「第二条第一項」の下に「（第六号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する維持の開始」を「告示された維持の開始」に、「告示する維持の完了」を「告示された当該維持の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、維持の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

第五条の三第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」と

いう。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する指定市以外の市町村の権限」を「指定市以外の市町村が代行する権限」に、「公示される同条第一項に規定する」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、当該歩行者利便増進改築等の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならぬ。

第六条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「この条第三項第二号」を「この条第四項第二号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十七条第四項」を「第二十七号」に、「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四項各号に掲げる権限を行つ

た場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第一項第一号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

第四十条に次の一号を加える。

三 都道府県が法第十七条第八項の規定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に關し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第二条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十四条の項中「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に、

「又は第四十八条の十九第一項」を「第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
(令和三年六月二十日) から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の項に次の一号を加える。

三 都道府県が法第十七条第八項の規定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に
し処理することとされている事務(第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除
く。)

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第三条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように
改正する。

第四条中「第三項」を「第四項」に改め、「第二条第一項」の下に「(第一号又は第三号に係る部分に限る。)」を加える。

(沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)

第四条 沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「第六条第三項各号」を「第六条第四項各号」に改める。

理由

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、都道府県が指定市以外の市町村に代わって維持又は災害復旧に関する工事を行う場合の技術的読替えを定める等の必要があるからである。